

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組 織 名	古平町・積丹町地区地域水産業再生委員会 (古平町分会)
代 表 者 名	白 濱 昌 樹

(再生委員会の構成員) 古 平 町 分 会	(東しゃこたん漁協、古平町、積丹町) 東しゃこたん漁協(古平本所)、古平町
オ ブ ザ ー バ ー	北海道後志総合振興局、北海道漁業協同組合連合会小樽支店、北海道開発局小樽開発建設部、北海道立総合研究機構中央水産試験場、公益財団法人北海道栽培漁業振興公社

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	○ 地域：北海道古平町 (東しゃこたん漁協古平本所の範囲)		
	○ 対象漁業種類		
	採介藻漁業(うに、あわび、なまこ)	27名	
	刺網漁業	34名	
	定置網漁業(大型・小型)	17名	
	はえなわ漁業(えびかご・たこ空釣り縄等)	25名	
	いか釣り漁業	5名	
	正組合員数	合 計	98名

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

古平町は、積丹半島の東側中央部、積丹町と余市町の間隣接した“海のまち”で、刺網漁業、定置網漁業、はえなわ漁業、いか釣り漁業、採介藻漁業を中心に沿岸漁業が営まれている。

近年は、海水温の上昇などによる藻場の減少や魚種の転換、資源量の減少による大幅な水揚量の減少と、輸入水産物の増加や、市場競争力の低下による魚価安、さらに、原油価格の高騰により燃油や資材経費が嵩み大変厳しい漁業経営を強いられている。また、後継者の確保が課題となっている。

このように、当地区の水産業を取り巻く状況は非常に厳しい状況ではあるが、消費者の求める「食の安全・安心」を実現するため、漁獲数量優先から品質・価格重視への構造転換が必要であり、対応する施設の整備や流通・販売の取り組みに加え、後継者の育成や新規就業者の取り込みなど総合的な対策が必要となっている。

(2) その他の関連する現状等

古平町の水産加工業は、国内でも有数の加工生産量であるタラコ生産を主軸とした構造となっており、就業者数は町内就業人口の1割を占めるとともに、その多くは女性労働者となっている。

しかし、長引く景気低迷や、安価な海外産製品の輸入増加、高騰する原料価格の製品価格への転嫁ができなかったことなどにより、2014年2月に水産加工協及び加盟6社が経営破たんし、さらに1社が3月に自主廃業したことで、多くの労働者が職を失うこととなり、町内経済へ大きな影響を与えた。

このような状況から、特に高齢女性の再就職支援を中心とした雇用対策や企業誘致など、総合的な対策が必要となっている。

一方、内水面漁業ではチップの養殖生産に取り組んでいる事業者がおり、鮮魚の出荷に加え、加工品の製造を行ない、店舗やインターネット、各種催事や物産展への参加など積極的に行い、チップの消費拡大に取り組んでいる。

3 活性化の取り組み方針

(1) 基本方針

古平地区の基幹産業である漁業を魅力ある産業とし、地域の活性化を図るため、漁場環境の整備や資源管理型漁業を推進することにより豊かな海を持続的に利用し、「安全で安心な水産物」を消費者に提供すべく衛生管理対策を徹底するとともに、省エネ活動や操業体制を工夫するなど、効率的で安定した漁業経営へ構造改革を図るため、次の活動に取り組む。

1) 豊かな海を持続的に利用するためには、藻場造成をはじめとした漁場環境整備とあわせ、漁獲量の削減による資源保護、さらには漁業収入を維持できる魚価向上対策が必要である。これらを実現するため、従来の取り組みに加え次の取り組みを行なう。

■ 従来の取り組み

- ・ 食害生物（ヒトデ）の除去と母藻（コンブ）の設置
- ・ 種苗放流（ウニ・ヒラメ・ニシン・サケ・サクラマス）
- ・ 休漁期間の設定（定置網漁業、刺網漁業）
- ・ 漁具規制（エビ籠のサイズ、掛目）

- ① 衛生管理型施設の有効利用と鮮度保持技術の向上
- ② 活魚出荷技術の取得・向上
- ③ ナマコ種苗の生産及び放流による資源の維持・増大
- ④ 水産基盤整備等を利用した漁場機能の改善
- ⑤ 活〆技術の普及による魚価の向上
- ⑥ 未利用・低利用魚の加工利用による漁業収入の増加
- ⑦ 省エネ、操業の合理化、協業化による収益性の改善
- ⑧ 体験型観光の創出による地域活性化の展開

2) 効率的で安定した漁業経営へ構造改革を図るため、省エネ機器の導入や、効率的な操業による燃料経費の削減を図るため、これまで取り組みに加え次の取り組みを行なう。

■ 従来の取り組み

波浪予測システムを活用した安全操業の確保と燃油等の経費の節減

- ① 省燃油活動等による漁業用燃料経費の削減
- ② 漁獲努力量の削減による漁業経費の削減

3) 1) 及び2) の取り組みに加え、新規着業者が増える環境を整えるとともに、高齢者漁業者や若年漁業者の就労環境の改善や収入の確保を図るため、次の取り組みを行なう。

- ① 漁業体験活動の実施による収入の確保と浜の活性化
- ② 漁業就業に必要な資格の取得に対する支援の実施
- ③ 新規漁業就業者の漁業研修制度を活用した研修支援
- ④ 新規漁業就業者の定住場所の確保
- ⑤ 共同利用施設など高齢者が安心して働ける環境の整備

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・ 操業隻数、期間等の規制遵守による資源へ与える負荷の抑制
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、北海道海面漁業調整規則）
- ・ 漁業協同組合における自主的資源管理措置の実施による資源保護
（東しゃこたん漁業協同組合 漁業権行使規則）

(3) 具体的な取組内容

1年目(平成26年度)

以降、以下の取組については、毎年、取組の進捗状況や成果等を踏まえ、段階的に対策範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ関係者が一丸となって取り組む。

漁業収入向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none">採介藻漁業者(27名)と漁協は、ナマコ資源の増大を目指し、東海大学における研修を通じて、ナマコ種苗生産技術の習得に努める。 また、漁港を利用したナマコ種苗又は幼生の大規模な放流を行うべく、水産技術普及指導所の協力を得て、事前に潜水等により漁港泊地の底質調査を行うとともに、試験的に漁港内へナマコ種苗(10mmサイズで2万個)を放流の上、さらに追跡調査を行うことで、成長や放流効果を確認する。 なお、出荷の際に規格外(70g以下)や傷ナマコとして仕分けされたナマコについて、適正な資源利用と出荷時の品質向上を目指し、一度海中に放流し健全な状態で再度漁獲することとし、漁港内の利用について漁港管理者である道や町と調整を図る。採介藻漁業者(27名)と漁協は、エソハフソウウニの種苗放流や、中央水産試験場や水産技術普及指導所の協力による資源量等のモニタリング調査、ヒトデ駆除を行うことで資源の増大に努める。加えて、磯焼け化している漁場に生息するウニを餌料の豊富な漁場へ移殖することにより成長の促進を図るとともに、移殖後の磯焼け漁場に母藻を設置して藻場の回復に努めることにより、安定した資源の増大と漁獲したウニの身入りの確保や品質の改善を図る。(なお、ウニ移殖を行った藻場海域でも、更なる磯焼け化が進行しないよう、適正な密度管理に努める。) また、藻場の再生産が有効に行われていないウニの人工漁場(囲い礁)について、藻場再生機能を嵩上げ改良により向上させるため、水産技術普及指導所の協力を得て、漁場管理、利用方法や嵩上げ方法、施設の改良をすることで高い効果が期待される囲い礁の選定調査手法などについて検討する。刺網漁業者(34名)、定置網漁業者(17名)と漁協は、栽培漁業振興公社や日本海さけ・ます増殖事業協会などと連携して、ニシン、ヒラメの種苗放流やサケマス人工ふ化放流事業にも取り組み、資源の維持増大を図る。 また、ヒラメとブリを対象に船上で素早く血抜き活〆処理を行う「船上活〆」に取組み、その後の施氷の徹底による低温管理方法を統一し、高い鮮度での均一化に取り組むことで、付加価値向上に努める。加えて、ブリを販売する際、産地表示シールの添付による差別化や漁協との連携により推進しているネット直販やメディアを利用した通販への商品提供や新商品の開発を行うことにより「東しゃこたん漁協ブランド」としての付加価値化を目指すとともに、道漁連と連携し道外の大消費地も視野に入れた新たな販売経路の確立と販売量の拡大に努める。定置網漁業者(17名)、はえなわ漁業者(25名)、刺網漁業者(34名)、採介藻漁業者(27名)、いか釣り漁業者(5名)と漁協は、ヤリイカ、マダコ、ボタンエビ、クロガレイ、ウニ、アワビなど、海水殺菌装置や畜養水槽などを活用し「活」出荷に取り組むことで、荒天時等にも安定した出荷を可能にし、消費地などの量販店の信頼向上を図る。 また、大消費地である札幌からのアクセスの良さと通過型観光の特性を活かし、地元寿司店をはじめ、近隣の食堂へ「旬の新鮮で安全な食材」の提供を行いつつ、地元イベントである「漁協祭」において漁協食堂にて調理・提供し、「地元ならではの食べ方」を一般消費者へPRすることで地場産水産物の良さと産地全体のイメージの向上を図り、地場産水産物の付加価値向上を目指す。上記取組を円滑に推進するため、全漁業者と漁協は、全ての魚種を対象に衛生管理の向上を図るため、平成26年4月より供用開始した新荷捌き施設と屋根付き陸揚げ岸壁並びに平成27年3月より稼働を予定している自動製氷貯氷施設を利用し、水揚げ後、出荷までの施氷の徹底と新荷捌き施設内での低温保管
---------------	--

	<p>により、高鮮度保持と品質管理対策に取り組む。併せて、荷受け者である市場職員と連携し、衛生管理研修会を開催するとともに、関係者の動線を適切に管理するべく、漁港及び市場での衛生管理マニュアルを作成し、衛生面の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、全漁業者と漁協は、ギズカジカなど普段から破棄されている未利用魚やカナガシラなどの安価で低利用な魚種について、消費者モニター調査等を通じて新たな加工品開発に取り組む。 • 漁協と全漁業者は、地域の活性化と地元産品の販路拡大を図るため、衛生管理施設の見学並びに採介藻漁場の船上見学や定置漁業の水揚げ作業の見学、刺網漁業の魚はずし体験、獲った魚を調理して食べる「漁師飯」など、一般消費者向けの「体験型観光」の早期実施を目指し、実施体制の整備に向け、関係者との協議を進める。 • 漁協と刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）は、漁業経営の安定化を図るため、北海道庁や水産技術普及指導所の協力を得て、養殖漁業との兼業への転換並びに新たな操業体制や協業化に向けた検討を進める。具体的には平成26年度は、近隣におけるホタテ・カキ養殖の成功例に着目し、古平海域における成長状況や貝毒発生状況等、養殖海域の設定及び養殖施設等の配置を検討するための試験調査計画策定や、定置網漁業等の協業化状況などの調査に取り組む。
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全漁業者（98名）は、波浪予測システムの利用に加え、減速航行の徹底や岸壁係留時における機関の停止、ならびに定期的な船底清掃と機器整備による燃費向上、省燃油活動等に取り組む。 • 全漁業者（98名）は、漁船の更新や機関換装時においては、積極的に環境対応型機関（排ガス規制・省エネ対応）への転換を図り、より燃油使用料の削減に努める。 • 漁協と刺網漁業者34名と定置網漁業者17名は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 • 関係漁業者及び漁協は、古平漁港が航路等の土砂堆積による漁業作業の非効率化や波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等、漁船の係留損傷や安全航行に支障をきたすため、防波堤の整備や港内、航路の浚渫を国や北海道庁へ要望するとともに、機能保全が図られた漁港を有効活用し、漁業者自らも潮位変化に影響されない効率的な操業体制を組むことで燃油の消費を抑え経費の節減に努める。 <p>● この取り組みにより、基準年の漁業経費より0.5%の削減を目指す。</p>
<p>活用する支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 省燃油活動推進事業（国） • 漁業経営セーフティネット構築等事業（国） • 産地水産業強化支援事業（国） • 水産多面的機能発揮対策事業（国） • 有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） • 特定漁港漁場整備事業（国） • 水産基盤整備事業（国）

2年目（平成27年度）

漁業収入向上のための取り組み

- 採介藻漁業者（27名）と漁協は、ナマコ種苗生産技術の向上に努めるとともに、漁港を利用したナマコ種苗又は幼生の大規模な放流を行うべく、水産技術普及指導所の協力を得て、潜水等により漁港泊地の底質調査を行うとともに、試験的に漁港内へナマコ種苗を放流の上、追跡調査等を行うことで、成長や放流効果を確認する。
また、出荷の際に規格外（70g以下）や傷ナマコとして仕分けされたナマコについて、適正な資源利用と出荷時の品質向上を目指し、一度海中に放流し健全な状態で再度漁獲することとし、漁港管理者である道や町と協議のうえ、漁港内の資源利用計画を定めることで順次取り組む。
- 採介藻漁業者（27名）と漁協は、エソバフソウニの種苗放流や、中央水産試験場や水産技術普及指導所の協力による資源量等のモニタリング調査、ヒトデ駆除による資源の増大に努める。加えて、磯焼け化している漁場に生息するウニを餌料の豊富な漁場へ移殖することにより成長の促進を図るとともに、移殖後の磯焼け漁場に母藻を設置して藻場の回復に努めることにより、安定した資源の増大と漁獲したウニの身入りの確保や品質の改善を図る。（なお、ウニ移殖を行った藻場海域でも、更なる磯焼け化が進行しないよう、適正な密度管理に努める。）
また、藻場の再生産が有効に行われていないウニの人工漁場（囲い礁）について、藻場再生機能を嵩上げ改良により向上させるため、水産技術普及指導所の協力を得て、漁場管理、利用方法や嵩上げ方法の検討、施設の改良をすることで高い効果が期待される囲い礁の選定調査などに取り組む。
- 刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）と漁協は、栽培漁業振興公社や日本海さけ・ます増殖事業協会などと連携して、ニシン、ヒラメの種苗放流やサケマス人工孵化放流事業にも取り組み、資源の維持増大を図る。
また、ヒラメとブリを対象に船上で素早く血抜き活け処理を行う「船上活け」に取組み、その後の施氷の徹底による低温管理方法を統一し、高い鮮度での均一化に取り組むことで、付加価値向上に努める。加えて、ブリを販売する際、産地表示シールの添付による差別化や漁協との連携により推進しているネット直販やメディアを利用した通販への商品提供や新商品の開発を行うことにより「東しゃこたん漁協ブランド」としての付加価値化を目指すとともに、道漁連と連携し道外の大消費地も視野に入れた新たな販売経路の確立と販売量の拡大に努める。
- 定置網漁業者（17名）、はえなわ漁業者（25名）、刺網漁業者（34名）、採介藻漁業者（27名）、いか釣り漁業者（5名）と漁協は、ヤリイカ、マダコ、ボタンエビ、クロガレイ、ウニ、アワビなど、海水殺菌装置や畜養水槽などを活用し「活」出荷に取り組むことで、荒天時等にも安定した出荷を可能にし、消費地などの量販店の信頼向上を図る。
また、大消費地である札幌からのアクセスの良さと通過型観光の特性を活かし、地元寿司店をはじめ、近隣の食堂へ「旬の新鮮で安全な食材」の提供を行いつつ、地元イベントである「漁協祭」において漁協食堂にて調理・提供し、「地元ならではの食べ方」を一般消費者へPRすることで地場産水産物の良さと産地全体のイメージの向上を図り、地場産水産物の付加価値向上を目指す。
- 上記取組を円滑に推進するため、全漁業者と漁協は、全ての魚種を対象に衛生管理の向上を図るため、新荷捌き施設と屋根付き陸揚げ岸壁並びに自動製氷貯氷施設を利用し、水揚げ後、出荷までの施氷の徹底と新荷捌き施設内での低温保管により、高鮮度保持と品質管理対策に取り組む。併せて運搬占用車輛と関係者の動線を区分け整理することとし、より高度な衛生管理化を図るため、年1回関係職員に対し衛生管理に係る講習会の実施と衛生管理マニュアルの内容を再検討し、衛生面の維持・向上に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> • また、全漁業者と漁協は、ギズカジカなど普段から破棄されている未利用魚やカナガシラなどの安価で低利用な魚種について、消費者モニター調査等を通じて新たな加工品開発に取り組むことで販売拡大に努める。 このため、利用方法や提供方法を検討し、新たな商品化に向け、地元イベントである「漁協祭」において試験販売を行う。 • 漁協と全漁業者は、地域の活性化と地元産品の販路拡大を図るため、衛生管理施設の見学並びに採介藻漁場の船上見学や定置漁業の水揚げ作業の見学、刺網漁業の魚はずし体験、獲った魚を調理して食べる「漁師飯」など、一般消費者向けの「体験型観光」の早期実施を目指し、実施体制の整備と実施計画策定に向けた調査等に取り組む。 • 漁協と刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）は、漁業経営の安定化を図るため、北海道庁や水産技術普及指導所の協力を得て、養殖漁業との兼業への転換並びに新たな操業体制や協業化に向けた検討を進める。具体的には平成 27年度は、近隣におけるホタテ・カキ養殖の成功例に着目し、古平海域における成長状況や貝毒発生状況等、養殖海域の設定及び養殖施設等の配置を検討するための調査を行うとともに、定置網漁業等の協業化の状況などを踏まえ、養殖漁業の推進のための実施計画を策定する。 <p>● これらの取り組みにより、基準年の漁業収入より0.4%の向上を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全漁業者（98名）は、波浪予測システムの利用に加え、減速航行の徹底や岸壁係留時における機関の停止、ならびに定期的な船底清掃と機器整備による燃費向上、省燃油活動等に取り組む。 • 全漁業者（98名）は、漁船の更新や機関換装時においては、積極的に環境対応型機関（排ガス規制・省エネ対応）への転換を図り、より燃油使用料の削減に努める。 • 漁協と刺網漁業者34名と定置網漁業者17名は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 • 関係漁業者及び漁協は、古平漁港が航路等の土砂堆積による漁業作業の非効率化や波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等、漁船の係留損傷や安全航行に支障をきたすため、防波堤の整備や港内、航路の浚渫を国や北海道庁へ要望するとともに、機能保全が図られた漁港を有効活用し、漁業者自らも潮位変化に影響されない効率的な操業体制を組むことで燃油の消費を抑え経費の節減に努める。 <p>● これらの取り組みにより、基準年の漁業経費より0.5%の削減を目指す。</p>
<p>活用する支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業経営セーフティーネット構築等事業（国） • 漁業構造改革総合対策事業（国） • 水産多面的機能発揮対策事業（国） • 有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） • 特定漁港漁場整備事業（国） • 水産基盤整備事業（国）

3年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取り組み

- 採介藻漁業者（27名）と漁協は、ナマコ種苗生産技術の向上に努めるとともに、漁港を利用したナマコ種苗又は幼生の大規模な放流を行うべく、水産技術普及指導所の協力を得て、潜水等により漁港泊地の底質調査を行うとともに、試験的に漁港内へナマコ種苗を放流の上、追跡調査等を行うことで、成長や放流効果を確認する。
また、出荷の際に規格外（70g以下）や傷ナマコとして仕分けされたナマコについて、適正な資源利用と出荷時の品質向上を目指し、一度海中に放流し健全な状態で再度漁獲することとし、漁港管理者である道や町と協議のうえ、漁港内の資源利用計画に基づき順次取り組む。
- 採介藻漁業者（27名）と漁協は、エソバフソウウニの種苗放流や、中央水産試験場や水産技術普及指導所の協力による資源量等のモニタリング調査、ヒトデ駆除による資源の増大に努める。加えて、磯焼け化している漁場に生息するウニを餌料の豊富な漁場へ移殖することにより成長の促進を図るとともに、移殖後の磯焼け漁場に母藻を設置して藻場の回復に努めることにより、安定した資源の増大と漁獲したウニの身入りの確保や品質の改善を図る。（なお、ウニ移殖を行った藻場海域でも、更なる磯焼け化が進行しないよう、適正な密度管理に努める。）
また、藻場の再生産が有効に行われていないウニの人工漁場（囲い礁）について、藻場再生機能を嵩上げ改良により向上させるため、水産技術普及指導所の協力を得て、漁場管理、利用方法や嵩上げ方法の検討、施設の改良をすることで高い効果が期待される囲い礁の選定調査などに取り組む。
- 刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）と漁協は、栽培漁業振興公社や日本海さけ・ます増殖事業協会などと連携して、ニシン、ヒラメの種苗放流やサケマス人工ふ化放流事業にも取り組み、資源の維持増大を図る。
また、ヒラメとブリを対象に船上で素早く血抜き活〆処理を行う「船上活〆」に取組み、その後の施氷の徹底による低温管理方法を統一し、高い鮮度での均一化に取り組むことで、付加価値向上に努める。加えて、ブリを販売する際、産地表示シールの添付による差別化や漁協との連携により推進しているネット直販やメディアを利用した通販への商品提供や新商品の開発を行うことにより「東しゃこたん漁協ブランド」としての付加価値化を目指すとともに、道漁連と連携し道外の大消費地も視野に入れた新たな販売経路の確立と販売量の拡大に努める。
- 定置網漁業者（17名）、はえなわ漁業者（25名）、刺網漁業者（34名）、採介藻漁業者（27名）、いか釣り漁業者（5名）と漁協は、ヤリイカ、マダコ、ボタンエビ、クロガレイ、ウニ、アワビなど、海水殺菌装置や畜養水槽などを活用し「活」出荷に取り組むことで、荒天時等にも安定した出荷を可能にし、消費地などの量販店の信頼向上を図る。
また、大消費地である札幌からのアクセスの良さと通過型観光の特性を活かし、地元寿司店をはじめ、近隣の食堂へ「旬の新鮮で安全な食材」の提供を行いつつ、地元イベントである「漁協祭」において漁協食堂にて調理・提供し、「地元ならではの食べ方」を一般消費者へPRすることで地場産水産物の良さと産地全体のイメージの向上を図り、地場産水産物の付加価値向上を目指す。
- 上記取組を円滑に推進するため、全漁業者と漁協は、全ての魚種を対象に衛生管理の向上を図るため、新荷捌き施設と屋根付き陸揚げ岸壁並びに自動製氷貯氷施設を最大限に利用し、水揚げ直後、船上にて十分な施氷を施し、温度管理（10℃以下）を行うとともに、荷揚げ後は速やかに新荷捌き施設内での低温保管により、高鮮度保持と品質管理対策に取り組む。
併せて、屋根付き荷揚げ岸壁内での外部車輛の進入禁止と占用運搬車輛のみの使用を徹底することで、衛生区域と準衛生区域のすみ分けを図り、より「新鮮・安全・安心」な食糧供給基地としての役割を果たすと同時に、年1回関係職員に対し衛生管理に係る講習会の実施と衛生管理マニュアルの内容を再検討

	<p>し、衛生面の維持・向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、全漁業者と漁協は、ギズカシカなど普段から破棄されている未利用魚やカナガシラなどの安価で低利用な魚種について、消費者モニター調査等を通じて新たな加工品開発に取り組むことで販売拡大に努める。 このため、利用方法や提供方法を検討し、地元イベントである「漁協祭」にて試験販売とアンケート調査を行い、一般消費者の意見を徴収し、本格的な商品化を目指す。 • 漁協と全漁業者は、地域の活性化と地元産品の販路拡大を図るため、衛生管理施設の見学並びに採介藻漁場の船上見学や定置漁業の水揚げ作業の見学、刺網漁業の魚はずし体験、獲った魚を調理して食べる「漁師飯」など、一般消費者向けの「体験型観光」の早期実施を目指し、実施体制の整備と実施計画策定に向けた調査等に取り組む。 • 漁協と刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）は、漁業経営の安定化を図るため、北海道庁や水産技術普及指導所の協力を得て、実施計画に基づき、養殖漁業との兼業への転換並びに新たな操業体制や協業化に取り組む。 このため、養殖漁業との兼業への転換のための養殖海域の設定（漁場調整）、養殖施設等の整備や、定置網漁業の協業化に向けた、設置漁場に適した定置網等の整備に取り組む。 <p>● これらの取り組みにより、基準年の漁業収入より0.8%の向上を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全漁業者（98名）は、波浪予測システムの利用に加え、減速航行の徹底や岸壁係留時における機関の停止、ならびに定期的な船底清掃と機器整備による燃費向上、省燃油活動等に取り組む。 • 全漁業者（98名）は、漁船の更新や機関換装時においては、積極的に環境対応型機関（排ガス規制・省エネ対応）への転換を図り、より燃油使用料の削減に努める。 • 漁協と刺網漁業者34名と定置網漁業者17名は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 • 関係漁業者及び漁協は、古平漁港が航路等の土砂堆積による漁業作業の非効率化や波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等、漁船の係留損傷や安全航行に支障をきたすため、防波堤の整備や港内、航路の浚渫を国や北海道庁へ要望するとともに、機能保全が図られた漁港を有効活用し、漁業者自らも潮位変化に影響されない効率的な操業体制を組むことで燃油の消費を抑え経費の節減に努める。 <p>● これらの取り組みにより、基準年の漁業経費より0.5%の削減を目指す。</p>
<p>活用する支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業経営セーフティネット構築等事業（国） • 漁業構造改革総合対策事業（国） • 特定漁港漁場整備事業（国） • 水産基盤整備事業（国）

4年目（平成29年度）

漁業収入向上のための取り組み

- 採介藻漁業者（27名）と漁協は、ナマコ種苗生産技術の向上に努めつつ、水産技術普及指導所の協力を得て行う追跡調査等の結果を踏まえ、漁港を利用したナマコ種苗と幼生の放流に努める。
また、出荷の際に規格外（70g以下）や傷ナマコとして仕分けされたナマコについて、適正な資源利用と出荷時の品質向上を目指し、一度海中に放流し健全な状態で再度漁獲し、効果的な漁業生産を行う。加えて、資源管理の徹底のため、資源量調査を行い、漁港管理者である道や町と協議のうえ、必要に応じ漁港内の資源利用計画について見直す。
- 採介藻漁業者（27名）と漁協は、エソバフンウニの種苗放流や、中央水産試験場や水産技術普及指導所の協力による資源量等のモニタリング調査、ヒトデ駆除による資源の増大に努める。加えて、磯焼け化している漁場に生息するウニを餌料の豊富な漁場へ移殖することにより成長の促進を図るとともに、移殖後の磯焼け漁場に母藻を設置して藻場の回復に努めることにより、安定した資源の増大と漁獲したウニの身入りの確保や品質の改善を図る。（なお、ウニ移殖を行った藻場海域でも、更なる磯焼け化が進行しないよう、適正な密度管理に努める。）
また、藻場の再生産が有効に行われていないウニの人工漁場（囲い礁）について、藻場再生機能を嵩上げ改良により向上させるため、適地選定調査結果などに基づき、機能回復事業の実施を北海道庁へ要望する。
- 刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）と漁協は、栽培漁業振興公社や日本海さけ・ます増殖事業協会などと連携して、ニシン、ヒラメの種苗放流やサケマス人工ふ化放流事業にも取り組み、資源の維持増大を図る。
また、ヒラメとブリを対象に船上で素早く血抜き活〆処理を行う「船上活〆」に取組み、その後の施氷の徹底による低温管理方法を統一し、高い鮮度での均一化に取り組むことで、付加価値向上に努める。加えて、ブリを販売する際、産地表示シールの添付による差別化や漁協との連携により推進しているネット直販やメディアを利用した通販への商品提供や新商品の開発を行うことにより「東しゃこたん漁協ブランド」としての付加価値化を目指すとともに、道漁連と連携し道外の大消費地も視野に入れた新たな販売経路の確立と販売量の拡大に努める。
- 定置網漁業者（17名）、はえなわ漁業者（25名）、刺網漁業者（34名）、採介藻漁業者（27名）、いか釣り漁業者（5名）と漁協は、ヤリイカ、マダコ、ボタンエビ、クロガレイ、ウニ、アワビなど、海水殺菌装置や畜養水槽などを活用し「活」出荷に取り組むことで、荒天時等にも安定した出荷を可能にし、消費地などの量販店の信頼向上を図る。
また、大消費地である札幌からのアクセスの良さと通過型観光の特性を活かし、地元寿司店をはじめ、近隣の食堂へ「旬の新鮮で安全な食材」の提供を行いつつ、地元イベントである「漁協祭」において漁協食堂にて調理・提供し、「地元ならではの食べ方」を一般消費者へPRすることで地場産水産物の良さと産地全体のイメージの向上を図り、地場産水産物の付加価値向上を目指す。
- 上記取組を円滑に推進するため、全漁業者と漁協は、全ての魚種を対象に衛生管理の向上を図るため、新荷捌き施設と屋根付き陸揚げ岸壁並びに自動製氷貯氷施設を最大限に利用し、水揚げ直後、船上にて十分な施氷を施し、温度管理（10℃以下）を行うとともに、荷揚げ後は速やかに新荷捌き施設内での低温保管により、高鮮度保持と品質管理対策に取り組む。
併せて、屋根付き荷揚げ岸壁内での外部車輛の進入禁止と占用運搬車輛のみの使用を徹底することで、衛生区域と準衛生区域のすみ分けを図り、より「新鮮・安全・安心」な食糧供給基地としての役割を果たすと同時に、年1回関係職員に対し衛生管理に係る講習会の実施と衛生管理マニュアルの内容を再検討し、衛生面の維持・向上に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> • また、全漁業者と漁協は、ギズカジカなど普段から破棄されている未利用魚やカナガシラなどの安価で低利用な魚種について、消費者モニター調査等を通じて新たな加工品開発に取り組むことで販売拡大に努める。 このため、利用方法や提供方法を検討し、地元イベントである「漁協祭」にて試験販売とアンケート調査を行い、一般消費者の意見を徴収し、本格的な商品化を目指す。 • 漁協と全漁業者は、地域の活性化と地元産品の販路拡大を図るため、衛生管理施設の見学並びに採介藻漁場の船上見学や定置漁業の水揚げ作業の見学、刺網漁業の魚はずし体験、獲った魚を調理して食べる「漁師飯」など、一般消費者向けの「体験型観光」の実施のため実施計画を策定し、実施体制の整備とPRに取り組む。 • 漁協と刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）は、漁業経営の安定化を図るため、北海道庁や水産技術普及指導所の協力を得て、実施計画に基づき、養殖漁業との兼業への転換並びに新たな操業体制や協業化に取り組む。 このため、引き続き養殖漁業との兼業への転換のための、養殖施設等の整備や、定置網漁業の協業化に向けた、設置漁場に適した定置網等の整備に取り組む。 ● これらの取り組みにより、基準年の漁業収入より1.1%の向上を目指す。
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全漁業者（98名）は、波浪予測システムの利用に加え、減速航行の徹底や岸壁係留時における機関の停止、ならびに定期的な船底清掃と機器整備による燃費向上、省燃油活動等に取り組む。 • 全漁業者（98名）は、漁船の更新や機関換装時においては、積極的に環境対応型機関（排ガス規制・省エネ対応）への転換を図り、より燃油使用料の削減に努める。 • 漁協と刺網漁業者34名と定置網漁業者17名は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 • 関係漁業者及び漁協は、古平漁港が航路等の土砂堆積による漁業作業の非効率化や波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等、漁船の係留損傷や安全航行に支障をきたすため、防波堤の整備や港内、航路の浚渫を国や北海道庁へ要望するとともに、機能保全が図られた漁港を有効活用し、漁業者自らも潮位変化に影響されない効率的な操業体制を組むことで燃油の消費を抑え経費の節減に努める。 ● これらの取り組みにより、基準年の漁業経費より0.5%の削減を目指す。
<p>活用する支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業経営セーフティネット構築等事業（国） • 漁業構造改革総合対策事業（国） • 特定漁港漁場整備事業（国） • 水産基盤整備事業（国）

5年目（平成30年度）

取組の最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取り組み状況を確認しつつ、必要に応じて、施策の見直しを行う。

漁業収入向上のための取り組み	<ul style="list-style-type: none">採介藻漁業者（27名）と漁協は、ナマコ種苗生産技術の向上に努めつつ、水産技術普及指導所の協力を得て行う追跡調査等の結果を踏まえ、漁港を利用したナマコ種苗と幼生の放流に努める。 また、出荷の際に規格外（70g以下）や傷ナマコとして仕分けされたナマコについて、適正な資源利用と出荷時の品質向上を目指し、一度海中に放流し健全な状態で再度漁獲し、効果的な漁業生産を行う。加えて、資源管理の徹底のため、資源量調査を行い、漁港管理者である道や町と協議のうえ、必要に応じ漁港内の資源利用計画について見直す。採介藻漁業者（27名）と漁協は、エソバフソウウニの種苗放流や、中央水産試験場や水産技術普及指導所の協力による資源量等のモニタリング調査、ヒトデ駆除による資源の増大に努める。加えて、磯焼け化している漁場に生息するウニを餌料の豊富な漁場へ移殖することにより成長の促進を図るとともに、移殖後の磯焼け漁場に母藻を設置して藻場の回復に努めることにより、安定した資源の増大と漁獲したウニの身入りの確保や品質の改善を図る。（なお、ウニ移殖を行った藻場海域でも、更なる磯焼け化が進行しないよう、適正な密度管理に努める。） また、藻場の再生産が有効に行われていないウニの人工漁場（囲い礁）について、藻場再生機能を嵩上げ改良により向上させるため、適地選定調査結果などに基づき、機能回復事業の実施を北海道庁へ要望する。刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）と漁協は、栽培漁業振興公社や日本海さけ・ます増殖事業協会などと連携して、ニシン、ヒラメの種苗放流やサケマス人工ふ化放流事業にも取り組み、資源の維持増大を図る。 また、ヒラメとブリを対象に船上で素早く血抜き活け処理を行う「船上活け」に取組み、その後の施氷の徹底による低温管理方法を統一し、高い鮮度での均一化に取り組むことで、付加価値向上に努める。加えて、ブリを販売する際、産地表示シールの添付による差別化や漁協との連携により推進しているネット直販やメディアを利用した通販への商品提供や新商品の開発を行うことにより「東しゃこたん漁協ブランド」としての付加価値化を目指すとともに、道漁連と連携し道外の大消費地も視野に入れた新たな販売経路の確立と販売量の拡大に努める。定置網漁業者（17名）、はえなわ漁業者（25名）、刺網漁業者（34名）、採介藻漁業者（27名）、いか釣り漁業者（5名）と漁協は、ヤリイカ、マダコ、ボタンエビ、クロガレイ、ウニ、アワビなど、海水殺菌装置や畜養水槽などを活用し「活」出荷に取り組むことで、荒天時等にも安定した出荷を可能にし、消費地などの量販店の信頼向上を図る。 また、大消費地である札幌からのアクセスの良さと通過型観光の特性を活かし、地元寿司店をはじめ、近隣の食堂へ「旬の新鮮で安全な食材」の提供を行いつつ、地元イベントである「漁協祭」において漁協食堂にて調理・提供し、「地元ならではの食べ方」を一般消費者へPRすることで地場産水産物の良さと産地全体のイメージの向上を図り、地場産水産物の付加価値向上を目指す。上記取組を円滑に推進するため、全漁業者と漁協は、全ての魚種を対象に衛生管理の向上を図るため、新荷捌き施設と屋根付き陸揚げ岸壁並びに自動製氷貯氷施設を最大限に利用し、水揚げ直後、船上にて十分な施氷を施し、温度管理（10℃以下）を行うとともに、荷揚げ後は速やかに新荷捌き施設内での低温保管により、高鮮度保持と品質管理対策に取り組む。 併せて、屋根付き荷揚げ岸壁内での外部車輛の進入禁止と占用運搬車輛のみの使用を徹底することで、衛生区域と準衛生区域のすみ分けを図り、より「新鮮・安全・安心」な食糧供給基地としての役割を果たすと同時に、年1回関係職員に対し衛生管理に係る講習会の実施と衛生管理マニュアルの内容を再検討
----------------	--

	<p>し、衛生面の維持・向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、全漁業者と漁協は、ギズカシカなど普段から破棄されている未利用魚やカナガシラなどの安価で低利用な魚種について、消費者モニター調査等を通じて本格的な加工品開発に取り組むことで販売拡大に努める。 • 漁協と全漁業者は、地域の活性化と地元産品の販路拡大を図るため、衛生管理施設の見学並びに採介藻漁場の船上見学や定置漁業の水揚げ作業の見学、刺網漁業の魚はずし体験、獲った魚を調理して食べる「漁師飯」など、実施計画に基づき一般消費者向けの「体験型観光」に取組み、漁村の魅力のPRとともに地元産水産物の販路拡大を図る。 • 漁協と刺網漁業者（34名）、定置網漁業者（17名）は、漁業経営の安定化を図るため、北海道庁や水産技術普及指導所の協力を得て、実施計画に基づき、養殖漁業との兼業への転換並びに新たな操業体制や協業化に取り組む。 このため、引き続き養殖漁業との兼業への転換のための、養殖施設等の整備や、定置網漁業の協業化に向けた、設置漁場に適した定置網等の整備に取り組む。 <p>● これらの取り組みにより、基準年の漁業収入より1.5%の向上を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全漁業者（98名）は、波浪予測システムの利用に加え、減速航行の徹底や岸壁係留時における機関の停止、ならびに定期的な船底清掃と機器整備による燃費向上、省燃油活動等に取り組む。 • 全漁業者（98名）は、漁船の更新や機関換装時においては、積極的に環境対応型機関（排ガス規制・省エネ対応）への転換を図り、より燃油使用料の削減に努める。 • 漁協と刺網漁業者34名と定置網漁業者17名は、トドやアザラシなど海獣の駆除や追い払いの強化、海上監視活動を行い、的確な来遊情報と適切な情報提供・情報共有を図る事で、漁獲ロスの低減並びに漁具・漁網被害の低減に取り組む。 • 関係漁業者及び漁協は、古平漁港が航路等の土砂堆積による漁業作業の非効率化や波浪による港内の静穏性が十分に保たれない等、漁船の係留損傷や安全航行に支障をきたすため、防波堤の整備や港内、航路の浚渫を国や北海道庁へ要望するとともに、機能保全が図られた漁港を有効活用し、漁業者自らも潮位変化に影響されない効率的な操業体制を組むことで燃油の消費を抑え経費の節減に努める。 <p>● これらの取り組みにより、基準年の漁業経費より0.5%の削減を目指す。</p>
<p>活用する支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業経営セーフティネット構築等事業（国） • 漁業構造改革総合対策事業（国） • 特定漁港漁場整備事業（国） • 水産基盤整備事業（国）

(4) 関係機関との連携

取り組みの効果が十分に発現されるよう、関係機関（北海道開発局、北海道、古平町、北海道漁業協同組合連合会等）との連携強化と事業の円滑な推進を図る。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 %以上	基準年	平成 年 平均：漁業所得	千円
	目標年	平成 年 平均：漁業所得	千円

(2) 上記の算出法

--

5 関連施策

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
省燃油活動推進事業	・漁業者グループが省燃油活動に積極的に取り組むことで、漁業支出の低減を図る。
漁業経営セーフティネット構築等事業	・漁業用燃油価格安定対策事業や省燃油活動推進事業等を活用することで、漁業経費の削減を図り、漁業所得を確保する。
漁業構造改革総合対策事業	・操業体制の見直しや協業化並びに養殖漁業との兼業への転換等、新たな漁業生産を目指すことで漁業所得を確保する。
産地水産業強化支援事業	・屋根付き荷揚げ岸壁と衛生管理型荷捌施設等と連動させて、冷凍冷蔵施設を整備する。
有害生物漁業被害防止総合対策事業	・トドの追い払いを行ない、漁具・漁網被害の軽減と、水揚げの増加により漁業所得を確保する。
水産多面的機能発揮対策事業	・有害生物の除去や母藻の設置による藻場機能の保全を図る。 ・沿岸の水域監視によりトド等海生哺乳類の出現動向・行動監視活動を行い、海洋生物の保全を図る。
特定漁港漁場整備事業	・漁港や漁場の整備、保全により資源増大や効率的で安全な漁業経営が図られる。
水産基盤整備事業	・機能低下した囲い礁を嵩上げし、機能回復を図る